

組合員以外の者から理事又は監事を選任する場合の選任細則（案）

第1条（資格）

組合員以外の者から理事又は監事を選任しようとする場合にあつては、マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者で、かつ次の各号に掲げる資格を有する者でなければならない。

- 一 マンション管理士
- 二 弁護士
- 三 一級建築士
- 四 公認会計士、税理士
- 五 その他総会で承認された資格

2 管理組合は、法人等の団体から前項の資格を有する者の派遣をうけることができる。

第2条（補欠の監事を選任）

監事が組合員以外の個人である場合、任期の満了または辞任によって退任する監事は、後任の監事が選任されるまでの間引き続きその職務を行う。

2 前項にかかわらず、法人から派遣を受けた監事が任期の満了、辞任又は死亡の場合には、当該法人から同等の資格を有する者の派遣を受けることにより、補欠の監事となることができる。

*補欠理事に関しては、現管理規約に記載あり

第3条（役員の欠格事由）

役員が組合員以外のマンション管理に関する各分野の専門的知識を有する資格者の場合にあつては、マンション管理士の登録の取消し又は当該分野に係る資格についてこれと同様の処分を受けた者は役員となることができない。

2 法人から資格者の派遣を受ける場合、次のいずれかに該当する法人から派遣される者は、役員となることができない。

- 一 銀行の取引を停止されたとき、もしくは破産、会社更生、民事再生の申立てをしたとき、または破産、会社更生、民事再生の申立てを受けたとき
- 二 合併または破産以外の事由により解散したとき
- 三 マンション管理業の登録の取消しの処分を受けたとき、またはこれと同様の処分を受けたとき

第4条（財産毀損の防止）

役員が組合員以外の場合、役員又は役員を派遣する法人は、財産毀損に係る賠償責任保険に加入する者又は法人でなければならない。

第5条（報酬）

役員が組合員以外の場合において、役員の報酬は別途締結する契約書で定める。

- 2 役員が任期の満了又は辞任によって退任する場合、死亡した場合は、当該月の暦日数を基に、日割りにて計算を行い、該当期間の費用を支払う。

*平成28年改正の標準管理規約コメント 36条、37条関係を参考